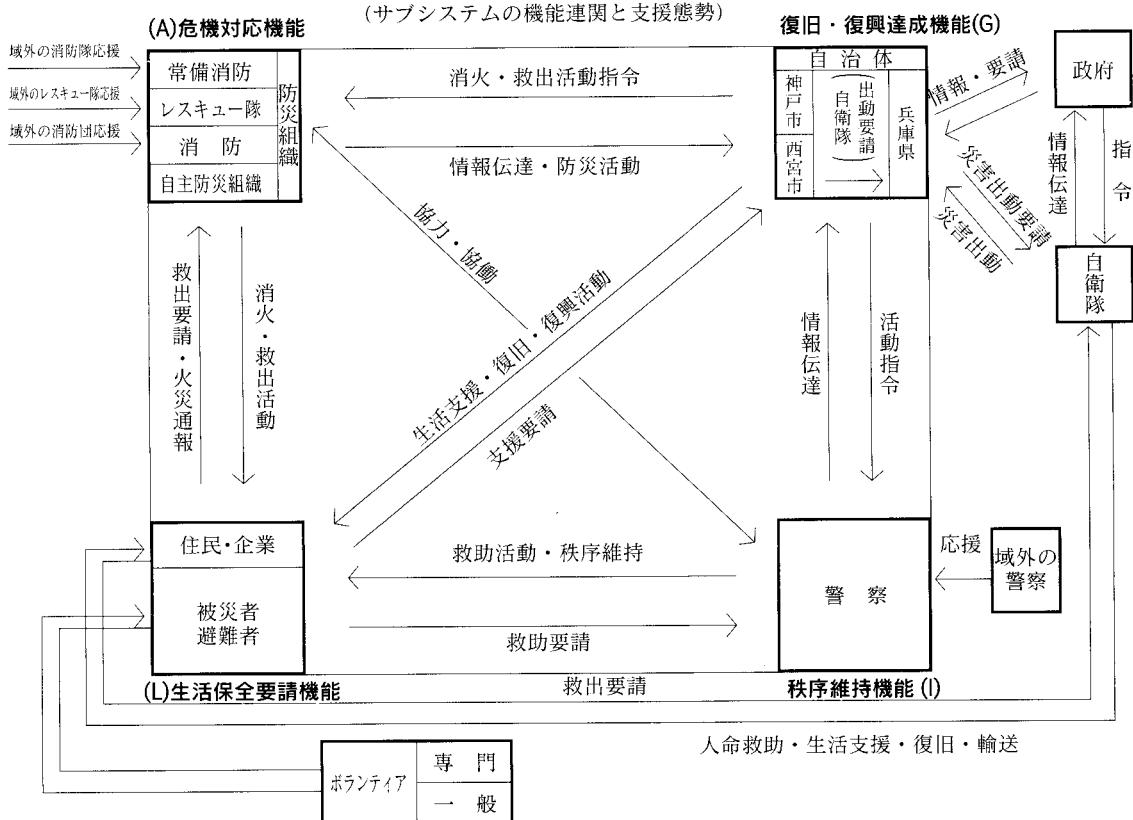


図1 サブシステムの機能連関と支援態勢



に、避難民の生活支援の責任を負うている。

直接的な機能連関は「被災住民」からの支援要請に応えて、「自治体」から生活支援・復旧・復興活動がなされることである。

2) (A) 防災組織（危機適応機能）と (L) 被災住民（生活保全要請機能）

「防災組織」と一般「被災住民」との関係は住民が救助を求め、防災組織が防火と救助に当る関係である。

機能連関は住民から救助の要請や火災発生の通報や駆け込みの知らせを受け、これに応えて「防災組織」は全力をあげて救助と防火活動に当る。

3) (I) 警察（秩序維持機能）と (L) 被災住民（生活保全要請機能）

警察は平常時は地域社会の治安の維持に当っているが大災害時には、その一部はレスキュー隊として救命救助にも活躍する。

両者の機能連関についてみると、「被災住民」からの救助要請を受け、「警察」が救助に当る。また

「警察」は混乱状態にある地域社会の治安が乱れたりすることのないようにそこの治安維持に当る。

4) (G) 自治体（復旧・復興達成機能）と (A) 防災組織（危機適応機能）

住民の安全を守り災害に対処する責任を負う「自治体」と「防災組織」の関係についてみると常備消防やレスキュー隊は自治体の下部機構であるが、独立した組織として防災活動に当っている。「消防団」も地域社会に根ざした非常勤の「防災組織」である。「自主防災組織」は一般住民による防災組織である。

両者の機能連関についてみると、まず「防災組織」から「自治体」への災害の報告がなされ、これに応じて「自治体」から防災組織に対して活動の指令が出される。これにもとづいて防災組織は全力をあげて救助・防火に従事する。

5) (G) 自治体（復旧・復興達成機能）と (I) 警察（秩序維持機能）